国民年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和６年２月 27 日
厚生労働省
年金局事業管理課

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和５年 12 月 22 日（金）から令和６年１月 20 日（土）まで御意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	国外居住にしても、扶養しているという事実に変わりはありません。 また、令和２年度税制改正による見直し後の所得税法の控除対象扶養親族には日本国外に居住する親族に係る扶養控除について以下の除外基準があります。 (1)　その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上 30 歳未満の人 (2)　その年 12 月 31 日現在の年齢が 70 歳以上の人 (3)　その年 12 月 31 日現在の年齢が 30 歳以上 70 歳未満の人であって次に掲げるいずれかに該当する人	貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。 本省令案は、概要において「年金制度における無拠出給付の支給停止や保険料免除の仕組みにおいて、所得基準額の算定に当たり考慮する扶養親族等について、令和２年度税制改正による見直し後の所得税法の控除対象扶養親族等に限定するため、国内居住要件を設ける。」と記載しております通り、年金制度における扶養親族等について、令和２年度税制改正による見直しによって設けられた国内居住要件に準じて取り扱うこととする改

	イ　留学により国内に住所および居所を有しなくなった人 ロ　障害者である人 ハ　納税者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人 本件省令案は一律に国内居住要件を設けるなら、国内居住要件は令和２年度税制改正と矛盾しているといわなければなりません。 もし除外基準を設けるなら、本件省令案は具体的かつ明確な内容のものではないといえます。行政手続法第 39 条第２項に違反しているといわなければなりません。	正を行うものであり、一律に除外をする趣旨ではございません。